

小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に関する Q & A
(都道府県用)

【対象者,対象となる治療】

1 対象となる治療実施時に 43 歳未満の者が対象としているが、治療実施時とは治療を開始した時点か、それとも治療が終了した時点か。

(答)

- 凍結保存の時点とする。

2 対象となる治療を受けたが、胚凍結等が正常に行えなかった場合は本事業の対象となるか。

(答)

- やむをえない理由により正常に行えなかった場合は対象とする。

3 胚凍結の場合は、事実婚であっても対象となるのか。

(答)

- 対象とする。

4 体調不良などにより、妊孕性温存療法を中止した場合は助成対象となるのか。

(答)

- 実施の意思決定が行われ、排卵誘発剤等の投与が行われた後に、患者の体調不良等の理由でその後の妊孕性温存療法を中止した場合等においては、助成の対象として差し支えない。

5 国の実施要綱適用日以前に妊孕性温存療法を実施したものを対象としてもよいか。

(答)

- 国の実施要綱適用日以後に妊孕性温存療法に係る治療を実施したことが確認できる費用を対象とする。
- なお、1 回の採卵周期で行われる治療については、一連のものとして、その費用全体を助成の対象として差し支えない。

6 都道府県において予算の確保等の都合のため、事業の開始が年度の途中となった場合に、事業開始以前に妊孕性温存療法に係る費用の支払いをした者を遡って対象としてよいか。

(答)

- 国の実施要綱の適用日後であれば、がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築後の治療に限り、遡ることは可とする。

7 対象者はいつまでに申請する必要があるか。

(答)

- 対象者は、妊孕性温存療法に係る費用の支払日の属する年度内に、都道府県知事に申請を行うものとする。ただし、妊孕性温存療法実施後、期間を置かずに原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することも可とする。
- また、申請は診療日毎、治療毎、同一年度内に実施した複数回の治療を一括して行うことのいずれも可とする

【がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築】

8 がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築に当たって、都道府県外の医療施設を含んでもよいか。

(答)

- がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築に当たっては必ずしも都道府県内の医療施設等で完結する必要はない。

9 がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築に必要な人材育成のための研修にかかる経費を対象経費とすることはできるか。

(答)

- 人材育成のための研修については本補助金の対象経費とすることはできないが、「都道府県健康対策推進事業」の「3（2）がん医療提供体制等の促進等に資する事業」において、がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築に必要な人材育成のための研修を実施することは可能。
- なお、従前より厚生労働科学研究事業において、がん・生殖医療専門心理士、OFNN（オンコファティリティー・ナビゲーター・ナース）、認定がん・生殖医療ナビゲーター等の育成を行っており、引き続き関係学会と協力して人材育成を行う予定。

10 がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築までに一定程度時間を要すると考えるが、事業開始するに当たって、がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築は必須となるか。

(答)

- 対象者が適切に妊孕性温存療法を知り、希望した場合に速やかに、かつ、適切な妊孕性温存療法を受けるために指定医療機関、原疾患治療施設及び都道府県等からなるがん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築が本事業の実施には必須である。

11 がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築が年度の途中となった場合に、体制の構築までに妊孕性温存療法の治療を受けていた方は対象としてよいのか。

(答)

- がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築後に治療を受けた者が対象となる。ネットワーク体制の構築に向け、必要であれば他地域などの状況等を参考にお伝えすることも可能であるため、厚労省担当者までご連絡ください。

1 2 都道府県知事による指定が行われていない医療機関で妊孕性温存療法が実施され、その後、当該医療機関が都道府県知事による指定を受けた場合に、事業の対象となるか。

(答)

- 指定医療機関の指定には時間を要する可能性があるため、指定医療機関を指定するまでの間に当該医療機関で治療を受けていたものは対象とする（ただし、がん・生殖医療連携ネットワークの構築後に行われた治療に限る）。
- この場合、患者からの申請は当該医療機関が指定された後となる。
- なお、本事業は令和3年度から開始されることを踏まえ、令和4年3月31日までに都道府県知事の指定を受けた指定医療機関は、事業実施要綱の適用日から指定医療機関の指定を受けていたものとみなすことができることとする。

【指定医療機関の指定】

1 3 他の都道府県の医療機関を指定医療機関として指定してもよいか。

(答)

- 他の都道府県の医療機関を指定することや他の都道府県知事が指定した医療機関を当該都道府県知事が指定したとみなすことは可とする。

【助成費用、助成回数等】

1 4 対象となる治療について、異なる治療を受けた場合（例えば、胚（受精卵）凍結に係る治療と未受精卵凍結に係る治療を受けた場合等）の上限回数はどうするのか。

(答)

- 異なる治療を受けた場合であっても合計で2回を上限回数とする。

1 5 対象となる治療について、何をもちて1回と定義するのか

(答)

- 対象となる治療について、胚（受精卵）凍結および未受精卵凍結については、1回の採卵周期に行った治療を1回と定義する。卵巣組織凍結および再移植については、1回の手術を1回と定義する。精子凍結については、1回の採精手技を1回と定義する。精巣内精子採取術については、1回の手術を1回と定義する。
- なお、異なる治療を受けた場合であっても、その治療が一連のもので有る場合は1回とカウントし、助成上限額の高い治療分の助成を行うものとする。

(例1)

胚（受精卵）凍結に係る1回の採卵周期に行った治療で、一部を胚（受精卵）凍結、一部を受精させずに未受精卵凍結した場合には、1回の治療とみなし、助成上限額としては35万円/回とする。

（例2）

卵巣組織を採取する1回の手術治療で、一部の未受精卵を採取して、卵巣組織および未受精卵（又は胚（受精卵））の両者を凍結した場合には、1回の治療とみなし、助成上限額としては40万円/回とする。

16 凍結した胚等の保管に係る費用は対象となるのか。

（答）

- 対象となる治療を実施した際に必要な凍結保存に係る初回分の経費は対象とする。ただし、初回以降の凍結保存の維持に係る経費は対象外とする。

【その他】

17 妊孕性温存療法は悪性腫瘍との一連の診療行為とみなされ、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う保険外併用療法に当たることにならないのか。

（答）

- 妊孕性温存療法については、悪性腫瘍等の診断を踏まえて実施するものではあるが、直接的に悪性腫瘍等の治療等を行うものではないことから、妊孕性温存療法自体は、悪性腫瘍との一連の診療行為とはみなされない。

18 実施要綱では申請時の居住都道府県で申請することになっているが、治療時の居住都道府県で申請とすべきではないか。

（答）

- 申請先については、他制度の実施方法等も踏まえて、申請時の居住都道府県での申請としております。